

～特定優良賃貸住宅のお得なお知らせ～

子育てサポートプランのご案内

1万円の家賃減額を3年間！！

熊本市では、平成22年1月から長期空家（＝1年以上入居がない住戸）になっている特定優良賃貸住宅に入居する子育て世帯を対象とした新たな家賃減額制度を始めます。

入居の翌月から3年間、お支払いすべき家賃（入居者負担額）を1万円減額します！

（※但し、1年未満で退去された場合は、減額分を返還していただきます。）

【入居については次の入居資格が必要です】

- ① 現に同居し、又は同居しようとする家族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む）があり、自ら居住するための住宅を必要としていること。
- ② 所得金額（月額）が158,000円以上487,000円以下であること。
（今後、所得の上昇が見込まれる場合、139,000円以上）
- ③ 入居する世帯員の中に市税滞納者がいないこと。
- ④ 入居する世帯員の中に暴力団員がいないこと。

【子育てサポートプランの適用を受けるには、さらに次の要件が必要です】

- ① 入居時に小学生以下の児童（認定児童）を養育する世帯であること。
- ② 別の減額制度「とくとくプラン」の適用を受けていないこと。

※ 注意：入居中、認定要件に変更があった場合、減額が取り消しになることがあります。詳しくは、下記お連絡先までお問い合わせください。

（お問合せ先）熊本市営住宅指定管理者

熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター 096-327-5101

熊本市（東・南区）市営住宅管理センター 096-311-7833

ご希望の特優賃貸住宅の所在する区をご確認の上、該当する市営住宅管理センターにお問い合わせください。